## 富山県環境科学センター競争的研究資金等不正防止計画

平成19年11月5日 制定 平成28年3月15日 全部改正 令和3年5月26日 一部改正

項目	内容	実施時期	備	考
I 資金の適正な執行管理				
の徹底				
1 総則				
①計画的な資金の執行	・研究者は、競争的研究資金等の適正な執行と研究の円			
	滑な遂行を図るため、資金の計画的な執行に十分留意			
	する。			
	・予算の執行状況は、コンプライアンス推進副責任者及			
	びコンプライアンス推進員において把握し、予算執行			
	が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究			
	計画の遂行に問題ないか確認した上で、問題があれば			
	改善策を講ずるよう指導しなければならない。			
	・研究者は、研究費を年度内に使い切らなければならな			
	いという固定観念を捨て、不必要な研究費は返還す			
	る。ただし、繰越制度が活用できる場合は、各競争的			
	研究資金の定めるルールに従い、繰越制度を活用す			
	る。なお、返還した場合、その後の採択等に悪影響は			
	ないことに十分留意する。			
2 物品等の調達	・物品の発注は、原則として総務課職員が行うものとす			
①発注・購入	る。ただし、1件当たり 10 万円以下のもの(納入業			
	者が富山県出納局において債主登録されているものに			
	限る。)については、研究者が発注することができ			
	る。			
	・研究者及び総務課担当者は、物品を購入しようとする			
	ときは、富山県会計規則にのっとり、支出を予定する			
	金額に応じ、適切に手続をとらなければならない。			
	・研究者は、自ら物品を発注するときは、支出研究費			
	名、発注予定日、発注業者名、納品予定日、発注物品			
	名等を記載した「物品購入要求書」を作成し、担当課			
	長及び総務課長の決裁後に、物品を発注する。			
②納品・検収	・物品の納品は、原則として総務課職員が、総務課検収		規程第	9条
	窓口において検収する。			
	・高度な専門的知識を要する物品の納入、時間外、宅配			
	による納入その他総務課職員が直ちに検収することが			
	困難な場合に限り、各課長が指名した研究者(発注者			
	以外の者に限る。)が検収することができる。			
	・特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコ			
	ンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等)に関する			
	検収について、成果物及び完了報告書等の履行が確認			
	できる書類により、検収を行うとともに、必要に応			
	じ、抽出による事後チェック等を含め、これに係る仕		<u> </u>	

	様書、作業工程等の詳細を発注者以外の者がチェック	
	する。また、成果物がない機器の保守・点検等の場合	
	は、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこと	
	とする。	
	・1件 10万円を超える物品はもとより、1件 10万円以	
	下であっても換金性の高い物品については主要物品管	
	理台帳及び管理簿により管理しなければならない。	
	なお、その際には、備品(1 件 10 万円を超える物	
	品)以外の主要物品管理台帳に物品のシリアルナンバ	
	一等を記載し管理しなければならない。	
	・納品、検収業務の適正を期するため、納入業者はセン	
	ターに入出構する際には、総務課において所定の簿冊	
	に、事業者名、担当者名、入出時刻、訪問先等を記録	
	し、総務課職員の確認を受けなければならない。	
③支払	・支出命令者(所長)は、支出をしようとするときは、	富山県会計規
<u> </u>	債務の確定等を調査し、支出決議書により会計管理者	則第 36 条
	に支出の命令をしなければならない。	X1212 00 21c
	・支出決議書には、請求書、納品書等を添付しなければ	
	ならない。	
	・請求書、納品書等は支払が終わった後も、各競争的研	
	究資金が定める期間保存しなければならない。	
 3 旅費の執行	・研究者は、出張しようとするときは、あらかじめ総務	
①出張伺い	課に出張伺いを提出し、所長の決裁を得なければなら	
①山城间()		
	ない。	
	・旅費の支給を受けようとする研究者は、富山県旅費規	
	程にのっとり、所定の請求書(支出決議書等)に必要	
	な書類を添付して、総務課に提出しなければならな	
~ /h ^	V)	
②復命	・研究者は、出張が完結したときは、5日以内に総務課	
	に復命書を提出し、所長の決裁を得なければならな	
	ν <sub>°</sub>	
	・復命書は、各競争的研究資金のルールに定める期間保	
	存しなければならない。	
③精算	・出張に航空機を利用した場合は、航空券購入に係る領	
	収書及び半券を併せて提出する。	
	(海外の場合、パスポートの出入国記録の分かるもの	
	も併せて提出する。)	
4 報酬の執行	・研究者は、会計年度任用職員を雇用しようとするとき	
①雇用契約	は、あらかじめ総務課に協議し、総務課職員とともに	
	面接等を行わなければならない。	
②出勤確認	・会計年度任用職員は、出勤の都度、総務課に備え置く	
	出勤簿に押印する。	
	・コンプライアンス推進副責任者等は、会計年度任用職	
	員の勤務状況、業務内容等を常に把握するよう努め、	
	必要に応じ面談等のモニタリングを行う。	
		1

③請求・支払	・報酬の支払は、出勤簿に記された勤務実績を基に使用者である研究者の確認をとった後、会計年度任用職員	
	本人の口座に入金する方法で行う。	
5 謝金、費用弁償の執行 ①請求	・研究者は、講演会講師等の謝金、費用弁償(以下「謝金等」という。)の資金前渡を受けようとするときは、あらかじめ開催計画書、講師依頼書等を総務課に提出する。	
②精算	・研究者は、謝金等を相手方に支払った後は、5日以内 に相手方の領収書を総務課に提出し、前渡金を精算す る。	
Ⅱ 監査体制の整備		
①内部監査体制	・資金の適正な執行を確保するため、最高管理責任者が 指名する研究者及び総務課職員による内部監査を定期 (年1回)及び必要な都度実施する。	規程第 12 条
Ⅲ 関係者の意識の向上		
①研究者によるルールの 遵守	・研究者は、資金の適正な執行を確保するため、取扱規程をはじめコンプライアンスに関する各種の関係法令、規則及びセンターが定める規程等を遵守しなければならない。	行動規範
②コンプライアンス教育 等	・定期的にコンプライアンス教育等に係る研修会を開催	
③③ 不正根絶に向けた継続	し、関係者の意識の向上を図る。 ・コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向け	規程第5条
的な啓発活動の実施	た継続的な啓発活動を、既存の会議やメーリングリスト等を活用し、全ての構成員を対象に定期的(四半期に1回程度)に実施する。	
IV 相談窓口等の設置		
①相談窓口	・研究者は、資金の申請事務及び経理事務について、明確で統一的な運用を確保するため、不明な事項、疑義が生じた事項等について相談窓口を活用する。	規程第8条
②不正事案の通報窓口	・職員は、不正事案等を発見した場合、速やかに通報窓 口に通報し、通報を受けた窓口は、速やかに最高管理 責任者に報告する。	規程第 10 条
V 不正を発生させる要因 の把握と改善の実施(継 続的実施)		
	<ul> <li>「不正を発生させる要因として考えられる事項」(別紙1)等について、研究倫理委員会、相談窓口、通報窓口、検収窓口、監査部門等が連携しつつ状況把握等に努める。</li> <li>・必要に応じ改善方策を検討し、最高管理責任者及び統括管理責任者に提言する等、不正防止対策の充実・強化を図る。</li> <li>・研究者を交えて不正発生要因を把握する等実際に不正が発生する危険要因がどこにあるのかを認識させ、自発的な改善の取組を促す。</li> <li>・コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推</li> </ul>	

	進副責任者は、研究者と業者との関係が過度に緊密に	
	ならないよう、オープンなスペースでの打合せを推奨	
	する。	
	・1件 50 万円以上の物品等の納入を求める業者に対し	
	ては、あらかじめ別に定める様式により、センターの	
	規則等を遵守し、不正に関与しないこと等について、	
	誓約書の提出を求める。	
VI 推進体制		
	・不正防止計画の推進体制は、別紙2のとおりとする。	

## 不正を発生させる要因として考えられる事項

- 1 研究費の執行管理体制
  - ・ルールと実態の乖離
  - ・決裁手続が複雑で責任の所在が不明確
  - ・研究者と特定業者との過度の取引実態
  - ・発注・検収等に係るチェックの不徹底
  - ・予算執行の特定の時期への偏り
  - ・非常勤雇用者の人選、契約、出勤確認等にあたってのチェックの不徹底
  - ・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検等、特殊な 役務契約に対する検収が不十分
  - ・検収業務やモニタリング等の形骸化
  - ・業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用の見過ごし
  - ・出張の事実確認等の手続の限界
  - ・個人依存度が高く、牽制が効きづらい研究環境
  - ・運営・管理ルールの見直しに関する周知の不徹底
- 2 監查体制
  - ・事務職員の専門性の欠如による不十分な監査体制
- 3 研究者の倫理意識
  - ・法令遵守・研究者倫理意識の希薄
  - 倫理意識を醸成する機会の不足
- 4 不正発生時の情報伝達と対応
  - ・速やかな情報伝達の仕組みの不存在
  - ・不正への対応体制の未整備
- 5 相談窓口等
  - 相談窓口の分散、周知の不徹底

<富山県環境科学センター競争的研究資金等に関する推進体制>・ 【責任体制】 最高管理責任者(第3条第2項) 監事(第3 条第7項) 所 センターを統括し、競争的研究資金等の管理について最 終的な責任を負う 衛生研究所 ◎不正防止計画の策定及び実施を行う(第6条) 次長 不正防止に関 する内部統制 の整備・運用 統括管理責任者(第3条第3項) 状況について 長 次 センター全体 最高管理責任者を補佐し、競争的研究資金等の管理につ の観点から確 いてセンター全体を統括する責任と権限を持つ 認し、意見を 述べる コンプライアンス推進責任者(第3条第4項) 総務課長 センターにおける競争的研究資金等の運営・管 理について実質的な責任と権限を持つ 【不正防止計画の実施体制】 不正防止計画の推進(第7条) 研究倫理委員会 (総務課所掌) (1) 競争的研究資金等の管理に係る実態の把握及び検証に関すること (2) 関係部局と連携し不正発生要因に対する改善策を講ずること (3) その他不正防止計画の推進に必要な事項に関すること 相談窓口(第8条) 検収窓口(第9条) 総務課 総務課 競争的研究資金等に係る事務処理 物品の発注及び納入の適正を確 手続等に関し、明確かつ統一的な 保する 運用を図る 通報窓口(第10条) 内部監査(第12条) 統括管理責任者(次長) 研究員及び総務課 競争的研究資金等の使用、管理等 内部監査を通じ、競争的研究資 に係る不正に関し、センター内外 金等の適正な執行を確保する

からの通報を受ける